

健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものを廃止する件

○厚生労働省告示第三百三号

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第三百三十七号）の施行に伴い、健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成二十年厚生労働省告示第五百四十一号）は、令和三年十二月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に出生した者については、なお従前の例による。

令和三年八月四日

厚生労働大臣 田村 憲久